

津 監 第 2 4 5 号
平成 2 7 年 3 月 3 1 日

津 山 市 長 様

津山市監査委員 久 常 勝 實

津山市監査委員 吉 田 耕 造

行政監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項の規定に基づき平成 2 6 年度の行政監査を実施した
ので、監査の結果に関する報告について、同条第 9 項の規定により提出します。

1 監査のテーマ

準公金の取扱いについて

2 監査の目的

津山市においては、職務に関連して職員が関係団体等の現金や預金、いわゆる準公金を管理している実態がある。これらは市の公金ではないため、地方自治法及び津山市会計規則等の適用対象外となっている。しかしながら、本市職員による準公金の取扱いにおいて事故等が発生した場合には、担当職員に加え市の管理責任も問われることになる。

そのため、現金取扱い手続きの適正確保及び事件・事故の未然防止の観点から「準公金の取扱いについて」をテーマとした行政監査を実施して、準公金管理状況の検証を行うとともに、もって適正な管理体制の確立を求めるものである。

3 監査の対象

(1) 平成25年度に準公金の管理を行った準公金の出納事務
(教育委員会が所管する小中学校を除く)

(2) 準公金の定義

この監査において準公金とは、市職員が職務に関連して取扱う現金等(現金、預金、貯金及び有価証券をいう。以下同じ。)で、津山市会計規則が適用されないものをいう。

4 監査の期間

平成26年12月12日から平成27年2月20日まで

5 監査の方法

全部署から準公金の取扱いの有無について回答を求めた。さらに、取り扱っている場合は、調書及び関係書類の提出を求めて調査を行った。また、回答のあった全142団体のうち6団体を抽出し、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の着眼点

- (1) 出納事務は適正に行われているか。
- (2) 現金・通帳・通帳印は適正に管理されているか。
- (3) 点検や監査等のチェック体制は整っているか。
- (4) 準公金を引き続き管理する必要性があるか。

7 監査の結果

(1) 準公金の取扱い状況

準公金を取り扱っている担当課は36課であり、対象となる団体の総数は142団体である。

(2) 団体の設立根拠

設立が法で規定されているものは3団体、市の条例等で規定されているのは8団体、131団体は任意で設立されている。

区分	法律	市条例等	任意	合計
団体数	3	8	131	142
構成比%	2	6	92	100

(3) 団体の会計規模

歳入決算額が50万までの団体が最も多く、56団体である。1千万円以上は11団体あり、最大2億6千万円超である。全団体の合計では728,012,684円である。

区分	50万円未満	50万円～	100万円～	500万円～	1,000万円以上
団体数	56	25	43	7	11
構成比%	39	18	30	5	8

(4) 担当課が取り扱う団体数

平均して1課当たり3～4団体を取り扱っている。最も多い課は42団体を取り扱っている。

区分	取扱なし	1団体	2団体	3～5団体	6～10団体	11団体～
担当課数	33	12	9	12	1	2

(5) 団体との関係

事務局として出納事務に携わっているのは122団体(86%)である。会員であるものは16団体、その他が4団体である。市の施策を推進するために設置したものや担当課が団体の構成員であり関係性が深いため事務に関わっている団体が多いのが実情である。市から補助金や委託料等の財政援助がされている団体は104団体である。

区分	事務局	会員	その他
団体数	122	16	4
構成比%	86	11	3

(6) 会計事務を行う根拠

法律を根拠として会計事務を行っているのは3団体である。市条例等の規定を根拠とするものはなく、団体の会則等を根拠としている団体は102団体(72%)である。会計事務を行う根拠のないものは37団体(26%)である。

根拠となるもの	団体数	構成比%
法律	3	2
市条例等	0	0
団体の会則等	102	72
根拠は特になし	37	26
合計	142	100

また、団体の会則等の規定により会計事務を行っている団体のうち、市町村間の連絡協議会等、広域的な施策推進のために自治体で構成した団体は12団体、市内の企業等の参画を得て官民協働で運営している団体は51団体、市や教育委員会が委員を委嘱したイベント実行委員会等の団体は6団体である。特段に行政が関わる理由が見当たらない団体は33団体である。

団体の性質	団体数	構成比%
行政で構成(会員)	12	12
官民協働(会員)	51	50
委員を市が委嘱	6	6
民間の団体	33	32
合計	102	100

(7) 現金・預貯金の保管状況

預貯金口座を保有している団体は135団体、現金のみを保有しているのは7団体である。また、複数の団体の預り金を1冊の預金通帳で管理している部署が見受けられた。

保管場所に施錠をしていないのは7団体である。

区分	現金のみ	預金あり
団体数	7	135
構成比%	5	95

【保管状況】

区分	保管場所			施錠の有無	
	金庫	ロッカー	机	有	無
団体数	73	38	31	135	7
構成比%	51	27	22	95	5

(8) 出納事務取扱者

正職員が出納事務を取り扱っている団体は106団体、嘱託職員が行っている団体は34団体、臨時職員が行っている団体は1団体である。職員の事務従

事年数は2年以上6年未満が50団体と最も多く、次に多いのが1年未満の47団体、1年以上2年未満が37団体と続く。同じ担当者が10年以上連続して取り扱っている団体は3団体あり、いずれも嘱託職員である。職員の事務負担割合は0.1人以上0.2人分未満が72団体と最も多く、0.5人以上の団体は3団体である。職員が直接に出納事務を行っていないが、通帳と印鑑を保管している団体が1団体ある。

区分	正職員	嘱託職員	臨時職員
団体数	106	34	1
構成比%	75	24	1

【事務従事年数】

区分	1年未満	1年～	2年～	6年～	10年以上
団体数	47	37	50	5	3
構成比%	33	26	35	3	2

【事務負担割合】

区分	0.1人分未満	0.1人分～	0.2人分～	0.3人分～	0.5人分～
団体数	23	72	35	10	3
構成比%	16	51	25	7	2

(9) 収入・支出伝票の作成及び決裁の有無

収入・支出伝票の両方を作成しているのは61団体、収入伝票は作成していないが支出伝票を作成しているのは34団体である。収入・支出ともに伝票を作成していないのは47団体である。収入伝票は作成しているが支出伝票を作成していない団体はなかった。

収入・支出伝票の両方を作成している61団体のうち、所属長等の決裁を受けているのは54団体、決裁を受けていないのは7団体である。支出のみ伝票を作成している34団体のうち、決裁を受けているのは20団体、決裁を受けていないのは14団体である。

(団体数)

	収入及び支出	収入のみ	支出のみ	なし	合計
伝票の作成	61	0	34	47	142
決裁あり	54	0	20		74
決裁なし	7	0	14		21

(10) 決算書の作成及び監査等の有無

決算書は141団体が作成している。そのうち135団体が団体内で決算

にかかる監査を実施しており、監査を実施していないのは6団体である。決算書を作成していないのは1団体である。

(団体数)

	している	していない	合 計
決算書の作成	141	1	142
監査あり	135		135
監査なし	6		6

(11) 会計規程の有無

会計事務手続きについて、会計規程を定めているのはわずか4団体であるが、その全ての団体で会計規程に沿った適正な出納事務が行われている。

8 監査委員の意見

今回の監査で、津山市では公金以外に平成25年度中に約7億3千万円の現金・預貯金を取り扱っていることが分かった。

任意団体等の運営費の管理については、平成26年3月28日付総務部長通達「公金等の管理の適正化について」の中で、収入・支出については公金と同様に適正に取り扱うこととされているが、現金及び預貯金の保管場所に施錠をしていないもの、収入・支出伝票の作成や決裁をせずに担当職員に任せきりのものがあるなど、通達による指示事項が職員に徹底されていない現状が浮き彫りになった。また、決算書の作成及び監査等を行っていない団体も見受けられた。

他の地方公共団体の例を見ると、準公金の紛失や盗難等の事件や事故が発生した場合、関係職員は公金同様に懲戒処分等の重い処分を受けている。よって、職員は公金と同様に扱うという高い意識を持つ必要がある。前述の総務部長通達に沿って、準公金を扱う担当課では、現金は施錠管理が可能な金庫等を保管場所とする、印鑑、通帳及び金庫鍵等は管理監督者が厳重に保管し管理を徹底する、収入・支出については決裁を経た上で行うことを柱とした管理体制の構築に取り組みたい。また、職員が団体の出納事務に携わる場合には、決算書の作成及び監査を実施するよう指導されたい。

併せて、統括管理を担う総務部門においては、一過性の訓令にとどめず、要綱等に明示するとともに定期的に実地調査を行うなど内部統制機能の充実・強化を図られたい。

準公金の中には、団体の性質や設立の経緯等により本市が出納事務を担当しているものもあるが、市が中心的役割を担っているものや法律等の規定によるものを除き、本来は団体が自立して経理を行い、市は補助的役割を担うのが望ましい姿であるので、出納事務を行っている団体を所管している部署においては、団体の事務局体制について見直しを検討されたい。